特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	水俣病総合対策医療事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本県は、水俣病総合対策医療事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

熊本県では、「水俣病総合対策医療事業に関する事務」を行うために、「水俣病関係公費負担医療等業務システム」を使用するため、システムを開発する。水俣病関係公費負担医療等業務システムでは、維持管理及び機器の保守管理を外部に委託しているが、事業者との契約の中で個人情報の取扱いに関する事項を定め、個人情報の適正管理を行う予定。

評価実施機関名

熊本県知事

公表日

令和7年7月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	水俣病総合対策医療事業に関する事務					
②事務の概要	〈Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る水俣病総合対策医療事業事務〉 ・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・手帳所持者は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・手帳所持者が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。					
③システムの名称	・水俣病関係公費負担医療等業務システム ・Public Medical Hub (PMH)					
2. 特定個人情報ファイル名						
水俣病被害者手帳及び医療手	帳受給者証データファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	今後改正予定					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	熊本県環境生活部水俣病保健課					
②所属長の役職名	水俣病保健課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求					
請求先	熊本県環境生活部水俣病保健課 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 096-333-2284					
8. 特定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ					
連絡先	熊本県環境生活部水俣病保健課 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 096-333-2284					
9. 規則第9条第2項の適用	目 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	17年3月31日 時点			
2. 取扱者勢	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点				
3. 重大事故	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報	青報提供ネットワークシ	ンステムを通じた。	入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの 対策は十分か		3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託]]委託しない			
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネット	・ワークシステムを通	だた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	Γ	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十分 か	↑ [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	登録を行う際には、本人からのか、下記の局面で特定個人情	Dマイナンバー取 報の取扱いに関 うこととしており 号及び本人情報 申請書等(USB.	メモリを含む。)の保管	.記のほ 局面に		
9. 監査						
実施の有無	[]自己点検	[O] 内部	部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	- 1]全項目評価又は重点項目評価を実施する	3		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策					
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	則り、漏えい・滅失・毀損を防く 定個人情報ファイルの滅失・毀	ぐための物理的 投損が万が一発	報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとと 生した場合に備え、バックアップを保管している。 情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分で	もに、特		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明